

平川市告示第46号
平成29年4月3日

平川市地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図ることにより、地域の活力を維持及び強化するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）の規定に基づき、平川市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、地域の活性化に資する次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域行事、コミュニティに係る支援活動
- (2) 特産品の開発支援・販売促進支援・産直振興支援活動
- (3) 魅力発信の支援活動
- (4) 移住・定住促進に係わる活動
- (5) 地域資源を活用した観光・交流事業や地域イベントの運営支援活動
- (6) その他、市長が必要と認める活動

(任用)

第3条 隊員は、次に掲げる要件をすべて満たす者のうちから、市長が会計年度任用職員として任用する。

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等から生活拠点を平川市内へ移し、住民票を異動させる者
- (2) 心身ともに健康で、地域おこし活動に意欲と情熱があり、かつ、隊員としての活動終了後も定住する意思のある者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない者

(任用期間)

第4条 隊員の任用期間は1年とし、最長3年まで延長することができるものとする。ただし、初年度の任用期間については当該年度末までとする。

2 前項の規定により任用を延長する場合には、1年ごとに任用期間を延長するものとする。

(勤務条件等)

第5条 隊員の報酬は、予算の範囲内において支払うものとする。

2 市長は、隊員が第2条に規定する活動及び関連する研修等に要する経費について、予算の範囲内で支給することができる。

3 隊員の勤務時間は、4週間につき1週間あたり35時間とする。

(隊員の活動の特例)

第6条 隊員は、活動時間以外において、市長が認める次に掲げる活動等を行うことができる。

- (1) 地域協力活動に関連して実施するものであって、対価を得る活動等

- (2) 隊員の活動終了後の定住に向けた基盤づくりに必要な実証活動であって、対価を得る活動等

(解任)

第7条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は困難であると認められるとき。
- (2) 隊員からの解任の申し出があったとき。
- (3) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (4) 隊員としてふさわしくない行為があったとき。
- (5) 市と協議なく転出したとき。

(活動の報告)

第8条 隊員は、第2条に掲げる活動への従事状況をまとめ、市長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第9条 隊員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(市の責務)

第10条 市は、隊員が円滑に実施できるように、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 隊員の行う活動に関する総合調整
- (2) 隊員が活動を行う地域との調整及び住民への周知
- (3) 隊員の活動終了後の定住支援
- (4) その他、隊員の円滑な活動に必要な事項

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年8月24日告示第171号)

この告示は、令和2年8月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。